

鳥取県庁本庁舎等の耐震補強整備のための工法提案競技を次のとおり実施するので公告する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 競技の概要

### (1) 競技の名称

鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技

### (2) 競技の対象

本競技の対象は、鳥取県庁本庁舎、講堂、議会棟及び議会棟別館（以下「本庁舎等」という。）の耐震安全性向上のための補強等に用いる工法（以下単に「工法」という。）に関する技術提案とする。

### (3) 競技の方法

参加資格を満たす者から提出された技術提案書を選定委員会において審査し、上位 3 提案を優秀案として選定する。

なお、審査の結果によっては、優秀案を選定しない場合がある。

おって、詳細については鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技実施要項（以下「実施要項」という。）による。

## 2 参加資格

本競技に参加できる者は、単独企業又は複数の企業で構成するグループとし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 平成 18 年鳥取県告示第 432 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）又は平成 17 年鳥取県告示第 862 号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有すること。

エ 建設工事入札参加資格を有する者にあつては、当該資格に係る資格検定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が 1,240 点以上又は総合評点（P 点）が 1,300 点以上であること。

オ 3 階建以上かつ 1 棟の延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の耐震改修工事（平成 8 年度以降に工事が完成し、引渡し完了しているものに限る。）に係る実施設計業務又は一括発注方式による設計・施工業務を履行した実績（元請けとしてのものに限る。）があること。ただし、当該実績が共同企業体の構成員としてのものである場合にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のもの又は総務部長がこれと同等以上の実績であると認めるものであること。

### (2) 複数の企業で構成するグループに関する資格及び条件

ア 構成員の中から応募手続きを代表して行う企業を定めること。

イ 各構成員が、この提案競技における他の参加者又はその構成員でないこと。

ウ グループが 3 者以内の者により自主的に構成されたものであること。

エ すべての構成員が(1)のアからウまでに掲げる要件のすべてを満たしていること。

オ いずれかの構成員が(1)のエ及びウに掲げる要件を満たしていること。

## 3 技術提案書の評価

競技は、4 の(5)により提出された技術提案書について、選定委員会において次に掲げる事項を審査し、評価の高い順に上位 3 提案を優秀案として選定する。

- (1) 実績
  - (2) 提案の技術的完成度（工法の構造特性、施工計画、工事期間中及び改修後の利便性及び居住性、デザイン性、独創性、実現性並びに工期等）
  - (3) 経済性
- 4 手続等
- (1) 担当部局  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部管財課営繕室（鳥取県庁県議会棟 1 階）  
電話 0857-26-7392 又は 7394
  - (2) 実施要項等の交付  
実施要項及びこれに附属する書類は、「鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ」(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。
    - ア 交付期間  
平成 18 年 12 月 8 日（金）から同月 27 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで
    - イ 交付場所  
(1)に同じ。
  - (3) 参加申込書の提出  
本競技への参加を希望する者は、実施要項に基づき、参加申込書を作成し、(1)の場所に持参又は送付すること。なお、送付による場合は、平成 18 年 12 月 27 日（水）午後 4 時までに到着したものに限り受け付ける。
  - (4) 技術提案書作成要領の交付  
総務部長は、参加申込書を提出した者のうち、2 の参加資格を有するものを技術提案予定者として選定し、担当部局において、鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技技術提案書作成要領（以下「技術提案書作成要領」という。）を交付する。
  - (5) 技術提案書の提出  
技術提案予定者として選定された者は、技術提案書作成要領に基づき技術提案書を作成し、別途通知するところにより(1)の場所に持参すること。
- 5 参加報酬等  
参加申込書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。  
ただし、優秀案として選定された者に対し、参加報酬としてそれぞれ 50 万円を支給する。
- 6 技術提案の利用  
優秀案として選定された技術提案は、県における工法及び発注方式の選定並びに事業費の見積りに使用するので、参加申込みは、実施要項に示す技術提案の利用を許諾した上で行うこと。
- 7 その他  
詳細は、実施要項による。